

板倉町議会議員選挙

今回から供託金制度と選挙公営制度が導入されます

供託金制度とは

供託金 150,000円 供託物没収点 = (有効投票の総数 ÷ 議員定数) ÷ 10

供託金制度は、当選を争う意思のない人が売名などの理由で無責任に立候補することを防ぐものです。得票が供託物没収点に届かない場合、供託金は没収され、選挙運動の費用はすべて候補者が負担します。

選挙公営制度とは

選挙の立候補者数や投票率の減少は、近年全国的な課題となっています。このような背景を踏まえ、お金のかからない選挙のため、また、候補者間の選挙運動の機会均等を図るために選挙公営制度が導入されました。

板倉町議会議員選挙では、選挙運動用の自動車、ポスター、ビラに係る費用を、限度額の範囲内で公費負担されます。なお、町が公費負担をする候補者は、供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

選挙運動用自動車の使用		選挙運動用ビラの作成		選挙運動用ポスターの作成
契約の種別	限度額	選挙の区分	限度額	限度額
一般運送方式 (ハイヤー方式)	1日1台64,500円(法定単価) × 5日(選挙期間) = 322,500円	町村長選挙	1枚7.73円(法定単価) × 5,000枚(法定枚数) = 38,650円	① 1枚当たり作成単価の上限額 (541円31銭 × 75か所 + 316,250円) ÷ 75か所(ポスター掲示場数) = 4,758円
その他の契約 (個別契約方式)	①自動車の借入契約 1日1台16,100円(法定単価) × 5日(選挙期間) = 80,500円	町村議会議員選挙	1枚7.73円(法定単価) × 1,600枚(法定枚数) = 12,368円	② 4,758円 × 83枚(ポスター掲示場数75か所 × 1.1) = 394,914円
	②燃料供給契約 1日7,700円(法定単価) × 5日(選挙期間) = 38,500円			
	③運転手の雇用契約 1日1人12,500円(法定単価) × 5日 = 62,500円			



統一地方選挙

公職選挙法の特例法により、統一地方選挙の日程が決定しました。

群馬県議会議員選挙 投票日 4月9日(日)

板倉町議会議員選挙 投票日 4月23日(日)

町議会議員選挙 立候補予定者説明会を開催します

令和5年4月30日任期満了に伴う板倉町議会議員選挙執行にあたり、立候補予定者説明会を開催します。立候補に関する各種説明のほか、立候補に必要な書類を配布しますので、立候補を予定しているかたはご出席ください。(事前申込み不要。代理出席可)

日時 3月20日(月) 午後2時

場所 町役場3階大会議室

参加人数 立候補予定者ごとに3人以内

問合せ 板倉町選挙管理委員会 (行政庶務係) ☎82-6122

立候補の要件は日本国民で満25歳以上、3か月以上板倉町民であること

あなたの立候補をお待ちしています

板倉町議会議員選挙

板倉町議会議員の現在の状況

年齢構成 (令和5年2月1日)	所属	議員歴	男女	4年間(15回の議会) の一般質問回数
～59歳	無所属	11人	男 11人	15回
60歳～69歳	公明党	1人	女 1人	10～14回
70歳～79歳				5～9回
80歳～				1～4回
				0回

隣接する館林市で昨年9月に行われた市議会議員選挙では、定数18議席に対して23人もの立候補がありました。

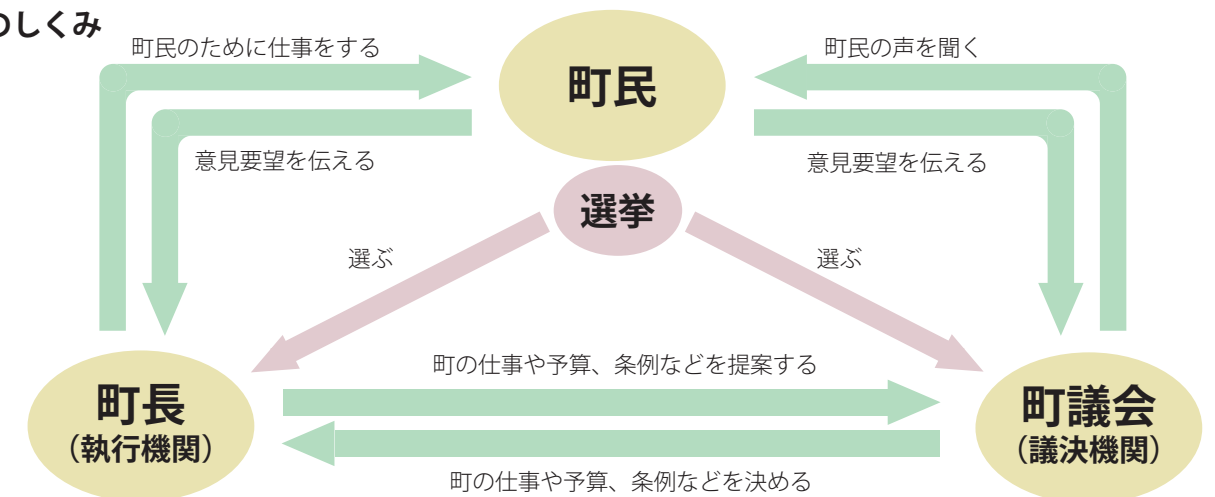
結果は、当選者の50%を新人が占め、女性は改選前の2人から6人に議席を増やしました。

※若い世代の声を反映するためにも、多くのかたの立候補が望まれています。板倉町議会では、高齢化と女性議員が少ないことで偏りが心配されます。

近隣市町議会議員の平均年齢 (令和4年7月1日)

板倉町	館林市	明和町	千代田町	大泉町	邑楽町
68.8歳	60.5歳	65.1歳	56.0歳	60.1歳	70.8歳

●町政のしくみ



町議会は、町長の提案した予算や条例を審議する議決機関であり、町民の声を町政に届ける大切な機関です。町長を代表とする執行機関と、議決機関である議会は、それぞれ独立しており、対等な立場でよりよいまちづくりを進めています。

町議会議員定数	任期	議員報酬 (月額)				
		議長	副議長	常任委員長 議会運営委員長	常任副委員長 議会運営副委員長	議員
12人	4年	323,000円	245,000円	227,000円	223,000円	222,000円

※月額の報酬のほか、年2回、期末手当が支給されます。

※介護、出産などにより議事を欠席することができます。

次の要件に該当する場合、被選挙権は失われます

- ・禁錮以上の刑に処せられその執行を終るまでの者
- ・禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者 (刑の執行猶予中の者を除く)
- ・公職にある間に犯した収賄罪により刑に処せられ、実刑期間経過後5年間 (被選挙権は10年間) を経過しない者。または刑の執行猶予中の者
- ・選挙に関する犯罪で禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者
- ・公職選挙法等に定める選挙に関する犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者
- ・政治資金規正法に定める犯罪により選挙権、被選挙権が停止されている者

町議会議員の活動

- ▶ 議会定例会 3月、6月、9月、12月
- ▶ 全員協議会 毎月
- ▶ 議員研修会 随時
- ▶ 町イベントなどへの出席
- ▶ 町民の多様な意見を把握し町政に反映するための個別に地域で行う議員活動